

## 同行援護の事業者指定に係る指定要件（案）

### <人員・設備基準（案）の概要>

人員 基準	従業者（※1）	常勤換算で2.5以上
	サービス提供責任者（※2）	事業規模に応じて1人以上
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの
設備 基準	事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
	受付等	利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
	設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する。

（出所：平成23年6月2日付け事務連絡）／指定要件等変更可能性あり

### <従業者の資格について>

（※1）（※2）

別紙「同行援護の従事者の資格要件（案）」を参照願います。

### <同行援護の創設に伴う視覚障害者が「ガイドヘルパー」養成研修等の取扱いについて>

同行援護の従事者は「同行援護従事者養成研修一般課程（それに相当すると都道府県知事が認めた研修を含む。）の修了者」とされており、京都府では、以下の養成研修を「同行援護従事者研修一般課程に相当」とします。

- ① 京都府視覚障害者ガイドヘルパー養成研修
- ② 京都市視覚障害者移動支援従事者養成研修

上記以外の研修につきましては、個別にご相談ください。